

○京都府立大学未来づくり応援事業基金運営委員会規程

(平成31年京都府立大学規程第2号)

(設置)

第1条 京都府公立大学法人未来づくり応援事業基金規程第7条の規定により、京都府立大学未来づくり応援事業基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2条 運営委員会は、京都府公立大学法人未来づくり応援事業基金により実施する事業について、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業の計画策定に関する事項
- (2) 事業の実施運営に関する事項
- (3) その他運営委員会が必要と認めた事項

(組織等)

第3条 運営委員会は、京都府立大学に置き、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長、生命環境科学研究科長及び食の文化学位プログラム長
- (4) 附属図書館長
- (5) 教務部長、学生部長、入試部長及び企画戦略部長
- (6) 事務局長
- (7) その他学長が必要と認める者

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、学長を充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、会議を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議及び議決)

第5条 運営委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ成立しない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員でない者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じ、運営委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第7条 運営委員会は、第2条に規定する事項について審議するため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の構成等については、委員長が別に定める。

(運営委員会の事務)

第8条 運営委員会の事務は、京都府立大学事務局総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。